

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

<p>この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。</p>	被相続人	
	経営承継相続人等	

1 特例非上場株式等に係る会社					
① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名			
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	( 署 )	⑧ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日	平成	年 月 日
③ 事業種目		認定の状況	認定番号		
④ 相続開始の時ににおける資本金の額	円		⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無
⑤ 相続開始の時ににおける資本準備金の額	円				
⑥ 相続開始の時ににおける従業員数	人				

2 特例非上場株式等の明細				
① 相続開始の時ににおける発行済株式等の総数等	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	⑤ 価額 ( ③ × ④ )
株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度額(限度額)の計算 この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度額(限度額)の計算をします。			
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 ( 2 の① × $\frac{2}{3}$ ) ( 1 株・口・円未満の端数切上げ )	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ ( ① - ② ) の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 ( ③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等 )
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「3(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「3(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・						円	
・							
・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合( $\frac{②}{③}$ )						%	
上記の明細の内容に相違ありません。						平成	年 月 日
						所在地	_____
						会社名	_____
						代表者氏名	_____ 印

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認			
---------	--------	---	----	----	--	--	--

## 《 書 き か た 等 》

### 1 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。  
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第13項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

### 2 「2 特例非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
- (3) ④欄の金額は、相続開始の時ににおける価額を記入します。  
なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第13項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。  
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

### 3 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 経営承継相続人等と特別の関係がある者とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時ににおける価額を記入します。  
なお、会社が相続開始の時ににおいて現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時ににおける価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。